

## 事務局規程

### 第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人DxP(以下「法人」という。)の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

### 第2条(事務局と分掌)

事務局に、事業部、経営管理部、広報ファンドレイジング部の部署、その他必要と理事長が判断した部署を置く。

2各部署の分掌は、別紙に定める。

### 第3条(職制)

事務局には、次に掲げる職員を置く。

- 1) ディレクター
  - 2) マネジャー(部長)
  - 3) チームリーダー
2. ディレクターは、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。
3. 詳細な職制は別紙に定める。

### 第4条(職務)

この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- 1) ディレクターは理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- 2) マネジャーはディレクターの命を受けて各部の業務を行う。
- 3) 各部のスタッフはマネジャーの命を受けて、各部の業務に従事する。

### 第5条(職員の任免及び職務の指定)

職員の任免は、就業規則に基づいて理事長が行う。

2. 職員の職務は、ディレクターが指定する。

### 第6条(事務の決裁)

事務に関する事項は、原則として担当者が立案し、各部のマネジャー及びディレクターの決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

### 第7条(代理決裁)

理事長、理事及びディレクターが出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

### 第8条(規格外の対応)

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

(施行日)

本規程は、平成31年1月27日から施行する。